



《会計・税務の知識》 ふるさと納税制度について②

はじめに

ふるさと納税制度とは、都道府県・市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち2千円を越える部分について、一定の上限まで、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除される制度です。今回は主に高額な寄附を行った場合の取り扱いについて紹介します。

1. ふるさと納税の控除限度額(平成26年度現在)

ふるさと納税における所得税・個人住民税の控除額は、以下の算式で計算します。

(1) 所得税(所得控除)

所得税…(寄附金-2,000)×所得税率 (控除限度額は、所得税については総所得金額の40%)

(2) 個人住民税(税額控除)

個人住民税(基本分)…(寄附金-2,000)×10% (控除限度額は、総所得金額等の30%)

個人住民税(特例分)…(寄附金-2,000)×(90%-所得税率) (控除限度額は、所得割額の1割)

2. 高額な特産品

高額な寄附をした場合に受け取ることができる特産品は以下の通りです。

地方自治体	寄附金額(～円以上)	特産品
宮城県東諸県郡綾町	1,000,000	花器「光琳」
千葉県千葉市	1,000,000	プロ野球特別観覧席チケット
愛知県碧南市	1,000,000	遊園地及び水族館の貸切ツアー
福岡県うきは市	2,048,000	草刈作業車
群馬県富岡市	3,000,000	厳選された高品質の「ぐんま細」を使用した衣服
和歌山県伊都郡高野町	5,000,000	10日間の観光旅行
宮崎県都城市	5,000,000	牛2頭分・都城の焼酎

3. 特産品を受け取った場合の注意点

ふるさと納税により受け取る特産品は、一時所得に該当しますので注意が必要です。受け取った特産品の価額は、各地方自治体が示す「〇〇円相当額」を基準として算定します。また、手続上、寄附の支払日から特産品を受け取るまでに数ヶ月かかり、支払日と受け取り日が異なる年になることもあります。この場合には、実際に特産品を受け取った年の一時所得となります。

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

一時所得の計算式は以下の通りです。

総収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除額(最高50万円)=一時所得の金額

また、一時所得は特別控除後の金額に1/2した金額が課税所得となり、その金額を基に所得税額を算定します。

「給与所得及び退職所得以外の所得金額」が20万円を超えた場合には、確定申告をする必要がありますのでご注意ください。

4. 改正案

現状、ふるさと納税制度の適用を受けるためには、寄附を証明する領収書を確定申告時に提出する必要があります。改正案では、確定申告時の手続を不要とすることや、税額控除の上限額を2倍に上げることを検討しており、より活性化が期待されます。

(参照：「経済財政運営と基本方針2014」(抄)平成26年6月24日閣議決定より)

5. おわりに

この制度を利用することで、納税者は今まで知らなかった地方自治体や特産品を知る機会が生まれ、自治体側も地元を宣伝し税収を確保することができるようになり、地方の活性化につながることを期待されます。(担当：高瀬)